

特集 国民年金

国民年金は、高齢などで所得が減ったときでも、安定した生活を支え合って保障するための制度で、加入者が納める保険料と国の負担で成り立っています。また、保険料をきちんと納めていないと年金額が少なくなったり、年金を受けられなくなったりします。いざというときに年金を受けられないという事態を避けるためにも、国民年金制度を正しく理解しましょう。

20歳以上60歳未満は全員が加入

国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、種類によって保険料を納める方法が異なります。

一年金の種類一

第1号被保険者

自営業・農業・学生など20歳以上60歳未満の人
→保険料は自分で納付



第2号被保険者

厚生年金などに加入している人
→保険料は給料から天引き



第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人
→保険料は配偶者が加入している年金制度が負担



任意加入被保険者

日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人や海外に住む20歳以上65歳未満の日本人ら
→保険料は自分で納付



20歳になりました。私は学生だから第1号被保険者だね。お母さんも入ってるの？



会社勤めのお父さんの扶養に入っているから私は第3号よ



年金を受け取るのは、こんなとき

高齢になって仕事を辞めるなどで収入が減ったときはもちろん、病気やけがなどで障がいが残ったときや家計を支えていた家族が亡くなったときなどに受けられます。

高齢になって収入が減った…



■**老齢基礎年金**
満額77万9300円(年額)
(月額6万4941円)

事故などで障がいが残った…



■**障害基礎年金**
1級 97万4125円(年額)
2級 77万9300円(年額)

特別障害給付金

1級 5万1650円(月額)
2級 4万1320円(月額)

65歳になるまでの病いやけがなどによって障がいが残ったときに受けられます(支払いや免除など一要件あり)。
※障害者手帳の等級と障害年金の等級は異なります

家計を支える人が亡くなった…



■**遺族基礎年金**
子のある配偶者 100万3600円(年額)
子のみ 77万9300円(年額)

■**寡婦年金**
夫が受けるはずだった老齢基礎年金額の4分の3
第1号被保険者として国民年金の加入期間が10年以上ある夫が死亡したときに、妻が60歳から65歳になるまで受けられます(一要件あり)。
■**死亡一時金**
12~32万円



第1号被保険者として、保険料納付済期間が3年以上ある人が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったときに遺族に支給されます。

年金額は平成30年度の金額。☆印のついている年金は右記以外にも一定の支給要件があります。詳細はお問い合わせください。

こんなときには必ず届け出を

年金を受け取るためには、必ず加入・喪失の手続きを忘れずにしてください。納付は、口座振替のほかにも、コンビニエンスストアやクレジットカードなどさまざまな方法を選択できますので必ず期限内に納めましょう。なお、納めることが難しい人や納め忘れがある人のために、申請免除や納付猶予(全て申し込みが必要)などの制度があります。



第1号被保険者の届け出

こんなとき	必要なもの	手続き先
20歳になった	本人確認ができるもの、認め印、学生の場合は学生証(コピー可)や在学証明書	●国保・年金課(市役所別館3階)、市民課(市役所本館1階)、支所、出張所
会社などを辞めた	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印、離職票など退職日の分かるもの	
離婚などで配偶者の扶養(3号)でなくなった	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印、社会保険資格喪失連絡票など	●各年金事務所
松山市に転入してきた	年金手帳など本人確認ができるもの、認め印	
年金手帳をなくした	本人確認ができるもの、認め印	
亡くなった	亡くなった人によって異なります。事前にお問い合わせください	

さまざまな納付方法があります

- ① **現金納付** (金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付書払い)
- ② **口座振替**
- ③ **クレジットカード納付**
- ④ **電子納付** (希望者は各金融機関にお問い合わせください)



納付は前納がお得です

平成31年度 割引額(年間)

納付方法	上記①③④	上記②	申込期限
当月末振替		600円	随時
6カ月前納	1,600円	2,240円	毎年2月末・8月末
1年前納	3,500円	4,130円	毎年2月末
2年前納	1万4,520円 (2年間の割引額)	1万5,760円 (2年間の割引額)	※現金納付については1年および2年未満の前納が可能。随時お申し込みください

「追納」しましょう

免除や納付猶予、学生納付特例の期間の保険料は10年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。免除などが承認されている期間中の保険料をそのまましておくと老齢基礎年金が減額されますが、追納することで年金額を増やすことができます。
※納める金額は当時の保険料に経過年度に応じた「加算額」を加えた金額です

きちんと年金を受け取れるよう、免除や追納も利用するといんだね



☎国保・年金課 ☎948-6356・☎934-2631、
☎松山東年金事務所 ☎946-2146・☎933-1319

※年金事務所の相談窓口は混雑が予想されます。相談・手続きの際は、「予約相談」(予約受付専用電話 ☎0570-05-4890(ナビダイヤル))をご利用ください

納めるのが難しい人は…申請免除、納付猶予、学生納付特例の手続きをしてください

■**申請免除**
本人、配偶者、世帯主の前年所得によって審査され、承認されると保険料の納付が全額または一部免除されます。受給資格期間に数えられ、一定の割合で老齢基礎年金として計算されるため、未納よりも年金額が増えます。

■**納付猶予(50歳未満の人のみ)・学生納付特例(学生のみ)**
本人、配偶者(学生納付特例は本人のみ)の前年所得によって審査され、承認されると保険料の納付が猶予されます。受給資格期間に数えられませんが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

■**失業特例**
離職票などを添付すると、退職した人の前年所得が審査から除外されます。ただし、他の審査対象者に一定以上の所得があると免除が却下されます。

新しい制度が始まります 産前産後期間の保険料が免除になります!

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または、出産日が属する月の3カ月前から6カ月間免除されます。

※出産とは、妊娠85日以上の出産をいいます(死産、流産、早産した人を含む)
※国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人が対象です。出産予定日の6カ月前から届け出可能(ただし、免除対象期間および届け出は、平成31年4月から)

